

十和田市観光戦略会議要綱

(設置)

第1条 本市における観光地域づくりの方向性を示す、戦略的かつ実効性のある計画として、十和田市観光戦略（以下「観光戦略」という。）を策定するため、十和田市観光戦略会議（以下「戦略会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 戦略会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 観光戦略の策定に関する事項
- (2) 観光戦略の評価及び検証に関する事項
- (3) その他特に必要と認める事項

(組織)

第3条 戦略会議は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、市長をもって充てる。

3 委員は、以下に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 環境省東北地方環境事務所十和田八幡平国立公園管理事務所長
- (2) 青森県上北地域県民局地域連携部長
- (3) 十和田商工会議所会頭
- (4) 一般社団法人十和田奥入瀬観光機構理事長

4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 戦略会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 戦略会議は、委員（委員長を含む。）の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を戦略会議に出席させ、意見を聴くことができる。

4 戦略会議は、公開とする。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 戦略会議の庶務は、観光主管課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、戦略会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月10日から施行する。